

性別による差別的取扱い等の防止に関する規則（規則第五百二十二号）中一部改正

性別による差別的取扱い等の防止に関する規則（規則第五百二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項を次のように改める。

- 3 相談員の任期は、次に掲げるとおりとする。ただし、再任を妨げない。
 - 一 相談員の任期は、二年とする。
 - 二 前号の規定にかかわらず、相談員の任期の途中に相談員就任の前提となる役職若しくは委員の任期が終了し、又は相談員が辞任したときは、当該相談員の任期は終了するものとし、後任の相談員の任期は前任の相談員の任期の残存期間とする。

附 則

- 1 第六条第三項の改正規定（以下「改正規定」という。）は、令和二年三月三十一日から施行する。
 - 2 改正後の第六条第三項第一号の規定にかかわらず、改正規定の施行後最初に選任される相談員のうち半数の任期は令和三年三月三十一日までとし、他の半数の相談員の任期は令和四年三月三十一日までとする。